

日社福士 2020-37
2020 年 4 月 27 日

総務省自治行政局長
高 原 剛 殿

公益社団法人 日本社会福祉士会
会 長 西 島 善 久



特別定額給付金の支給方法について(要望)

公益社団法人日本社会福祉士会は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。今回の特別定額給付金の支給方法について要望をいたします。

特別定額給付金は、「生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人ととの接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、これに基づき、令和 2 年 4 月 21 日付け事務連絡厚生労働省社会・援護局保護課「特別定額給付金の生活保護制度上の取扱い方針について」において、収入として認定しない取扱いとする方針については、本会としても評価しております。

現在、特別定額給付金の支給に向けた手続きが進められているところであり、総務省ホームページでは、配偶者からの暴力を理由とした避難事例の取扱いとして、ドメスティックバイオレンス (DV) を受けていて別居している、離婚の調停をしているなど、世帯主とは別に受け取れることができるものとしています。また、ホームレスやネットカフェで寝泊まりする人も、住民登録がされている市区町村で給付申請は可能との見解を示され、登録が抹消されている場合は、いずれかの自治体に再登録すれば給付が受けられるとし、基準日の 4 月 27 日以降に再登録が行われた場合でも受給の対象となる方針が示されています。

いわゆる社会的弱者に対しても、申請を希望すれば、一律に給付されるよう、各自治体に対する注意喚起を徹底していただくとともに、特に、特別定額給付金の申請及び支給方法等について、配慮等を要する人々への対応等について、下記のとおり要望します。

1 ネットカフェ難民への支給について

支給対象は「住民基本台帳に記載されている者」とされておりますが、いわゆるネットカフェ難民の方々は今般の経済活動の自粛により、職を失うとともに、ネットカフェの閉鎖によって、「住むところを失う」という事態になっております。ネットカフェ難民の方々については、新たな住まいの確保を確保するよう必要な措置を講ずるとともに、当該ネットカフェをやむを得ず出された方々に対して、東京都や大阪府などが、一時的な避難場所として、宿泊施設を斡旋する等の動きが見られることから、避難先の市町村において、円滑に申請することができるよう、必要な書類の簡素化を図るなど必要な措置を講ずるよう、要望いたします。

2 DVが原因で別居している人々への支給について

DVが原因で別居されているケースについて、事前手続きが開始されたところですが、住民票を移さずに避難を余儀なくされる人々が給付を受けることができないことができるよう、関係機関への周知徹底を要望いたします。また、指定期間中にやむを得ず必要な手続きを行うことができず、世帯主が先んじて給付を受けた場合においても、避難を余儀なくされている人に対して給付されるよう、要望いたします。

3 児童養護施設などに入所している場合や里親などに委託されている場合の支給について

児童福祉施設等に入所している児童で住民票を異動していない児童については、住民基本台帳の情報に基づき、元の住所地の世帯の世帯主に、当該児童の分も含めた額を給付額とする申請書が届くことも想定されます。児童手当は、児童が児童養護施設などに入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として入所している施設の設置者や里親などへ児童手当が支給されることから、これに準じた運用がなされるよう子どもの権利を守るために、要望いたします。

4 認知症や障害等により申請手続きが困難な人々への支給について

認知症や障害等により、申請に関する手続きが困難な方たちへの周知方法の検討と手続きの簡素化を図るなど必要な措置を講ずるよう要望いたします。また、特殊詐欺の被害が頻発している状況を踏まえ、警察機関をはじめ、地域包括支援センター等に対しても注意喚起を十分に行うなど必要な措置を講ずるよう、要望いたします。

5 成年被後見人等のいる世帯への支給について

成年被後見人等が世帯主の場合、世帯員の特別定額給付金を含め、個人の意思で適正な申請がなされるよう、後見人等が代理人として円滑に申請することができるよう、必要な措置を講ずるよう、要望いたします。また、被後見人等が世帯主でない場合、虐待（疑い含む）等の事情により本人が給付を受けることが困難になることが想定されます。そのため、「2」に準じた対応を後見人等が代理人として行うができるよう、必要な措置を講ずるよう、要望いたします。

6 関係機関との連携について

上記のとおり、様々な事情を有する住民が、円滑に、滞りなく、申請が行われ、必要な給付を受けられるよう、関係機関（地域包括支援センター・障害者地域生活支援センター・社会福祉協議会等）による支援の必要性を考慮し、それらを評価するとともに、必要な連携が図られるよう、必要な措置を講ずるよう、要望いたします。

以上